護保険課からのお知らせ

圓介護保険課 介護保険

班

介護保険負担限度額の認定更新 介護保険施設の入所者やショートス

要件が次のとおり変更となります。 る制度です。8月からこの制度の資格 負担額の上限を定め、負担が軽減され 税非課税世帯の方等については、本人 だくことになっていますが、市町村民 住費と食事の全額を本人負担していた テイのサービスを受けている方は、居

■対象者 市町村民税非課税世帯の方で、

次の

①配偶者が別世帯の場合、配偶者も市 要件をすべて満たす方。 町村民税非課税であること

②本人および配偶者の預貯金等が基準

預貯金等の基準額】

額以下であること

年金収入等(非課税年金(遺族年金) 夫婦1650万円

③120万円超の場合、単身500万 ②80万円超120万円以下の場合、 ①80万円以下の場合、単身650万円、 額+その他の合計所得金額)の年額が 障害年金等)を含む公的年金等収入金 身550万円、夫婦1550万円

夫婦1500万円

こと

④2号被保険者の場合、単身1000万 円 せん 夫婦2000万円で変更ありま

■手続き

等の写し(本人および配偶者の所有す 申請が必要です。 各総合支所・出張所で申請してくださ べて)が必要となります。 い。また、申請の際には、 この軽減制度を利用するためには、 介護保険課または

担軽減の更新 社会福祉法人等による利用者負

提供する介護サービスを利用する場合 に、利用者負担額が軽減される制度です。 社会福祉法人等が運営する施設等で

対象者

市町村民税非課税世帯の方で、

次の

②預貯金の額が、単身世帯で350万 要件をすべて満たす方。 ①年間収入が、単身世帯で150万円 以下、世帯員1人増えるごとに50万 円を加算した額以下であること 100万円を加算した額以下である 円以下、世帯員1人増えるごとに

預貯金通帳

・老齢福祉年金受給者は、 100分の50 担額、食費、 居住費または滞在費の100分の25 利用者負担額(1割自己負担、食費 居住費または滞在費の 利用者負

合支所・出張所で申請してください。 請が必要です。介護保険課または、 この軽減制度を利用するためには、

③日常生活のために必要な資産以外に利 ④負担能力のある親族等に扶養されて 用し得る資産を所有していないこと いないこと

⑤介護保険料を滞納していないこと ■対象となるサービス

・介護老人福祉施設(特別養護老人ホー 7

短期入所生活介護、 介護、小規模多機能型居宅介護 通所介護、 訪問

|負担軽減の割合

の車内事故防止についてのお願し

7月は、バス車内での事故を防止するため、「車内事故防止キャンペー ン」を実施しています。

走行中に席を離れると、 転倒など思わぬけがをする場合があります。 また、お降りの際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから席をお立ち 願います。

走行中やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。 ご利用いただく場合には、つり革や握り棒にしっかりおつかまりください。 バスの車内事故防止に皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ 山口県バス協会 ☎ 083 (922) 5031

